

要望書（回答）

建設季節労働者の夏季雇用対策について

【回答】

（産業経済部工業・雇用振興課、都市建設部維持課、都市建設部緑地公園課 担当）

緊急雇用対策事業は、季節労働者を含む離職を余儀なくされた方に対して、短期の雇用、就業機会の創出・提供及び人材育成を図る事業です。

市内の季節労働者数は、令和4（2022）年度では1,002人となっており、10年前の平成24（2012）年度と比較すると、約4割まで減少しており、今後も減少傾向が続くものと考えられます。

また、雇用情勢としましては、多くの業種で人手不足の状況が続いておりますが、中でも建設業は他の業種に比べても有効求人倍率が高く、例年、夏から秋にかけては有効求人倍率が7倍～10倍超となっており、人手不足が特に深刻であると認識しております。

このように、季節労働者が減り、かつ、建設業における人材需要が高止まりしている状況にありながらも、緊急雇用対策事業のこれまでの経過等を考慮し、規模を縮小することなく、例年一定の予算を維持しているところでございます。

ご提案の歩道等の除草や雨水桟蓋の清掃等は、道路の維持管理や防災上は必要なものと認識しておりますが、現在の雇用情勢や季節労働者の数、地域経済の状況、財政状況などに加えて緊急雇用対策事業として実施する意義や緊急性を鑑みながら、庁内関係部局と協議し慎重に判断していく必要があることを御理解願います。